

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
75	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合等からの申請・報告処理のシステム化	中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築	<p>現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合分約1,200組合)管理が煩雑になりつつある。</p> <p>また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。</p> <p>さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。</p>	<p>(行政側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書類の量及び保存事務時間の軽減 ・複数行政庁所管組合の認可日調整作業撤廃 ・所管行政庁変更の連絡漏れによる所管不明等、人的ミスの削減 <p>(組合側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数行政庁所管組合の資料作成作業軽減 ・報告書類の提出漏れ等、人的ミスの削減 	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	福岡県、九州地方知事会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
75	千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県	<p>○認可日(施行日)調整については、現在、経済産業局が取りまとめを行っているが、10月の権限移譲により恐らく都道府県が行うこととなると思われる。所管に本省が入っていると、施行日決定までに大変時間を要している様子であり、施行日管理・調整は円滑な事務運営において支障をきたしている。</p> <p>○中小企業協同組合の提出書類については、今後国からの権限移譲も控えており、地方自治体の更なる事務量増加は確定的である。必要書類の添付漏れや記載漏れは毎年頻繁に生じており、「制度改革による効果」を得ることができれば、事務の煩雑さは大幅に改善されると思う。また、許認可業務においては、行政庁間で標準処理期限が異なることもあり、認可日の調整業務のみならず、指摘事項の情報共有等ができると、統一的な見解や速やかな指導につながると考える。将来的には、組合指導業務が抱える課題を全般的に解決できるような基礎システムの構築をご検討いただけるとありがたい。</p> <p>○中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われているため、文書保管が煩雑になり、保管場所の確保が困難になっている。</p> <p>○申請や届出の書類を紙媒体で作成して所管行政庁ごとに提出させることは、組合にとっては負担が大きいのではないかとと思われる。定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、新しい所管行政庁から連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。全国一律に同様の事務が行えるよう、システムの構築(構築後の改修も含む。)は、国の負担により行っていただきたい。</p> <p>○複数行政庁が所管している組合の認可日調整作業が煩雑であり、組合側からも提出する書類に漏れが生じることがある。その場合、所管行政庁内で組合に連絡を調整する作業も煩雑である。また、所管行政庁が移管になった際の連絡も、移管先が移管元に連絡しなければ把握できないため、正確な所管組合数が把握できない。</p>	<p>「求める措置の具体的内容」として、「中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築」とあるが、提案の内容が漠然としていてどのようなものを想定されているのか判然としないが、複数の所管行政庁の間で発生する情報共有のためのシステム構築であるのではないかと推察される。全国に数多く存在する組合の情報をシステムを通じて共有する場合であっても、その組合の情報はそれぞれの所管行政庁でないと把握できないため所管行政庁において入力する必要が出てくると考えられるが、その膨大な作業コストを考えれば、そのようなシステムを構築しなくてもそれぞれの所管行政庁が他の所管行政庁との連携をしっかりと行うことで解決するのではないかと考えられる。</p> <p>「具体的な支障事例」欄に、「当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならぬ。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。」との記載があるが、これは事実誤認であると思われる。権限移譲に伴い、所管行政庁が都道府県に集約されるため、実際には複数の行政庁が共管する組合は減少しているはずである。例えば、平成27年4月に地方厚生局の権限が都道府県に、平成29年4月に地方農政局の権限が都道府県に、令和2年10月に経済産業局、地方整備局及び地方運輸局の権限が都道府県に移譲されたが、権限移譲前の所管行政庁が都道府県及び地方農政局の共管であった組合は、権限移譲後は都道府県のみが所管行政庁となるため、権限移譲に伴い複数の行政庁が共管する組合が増えているというのは明らかに間違いである。</p> <p>また、「具体的な支障事例」に記載のある「定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。」については、所管行政庁が変更となる場合、確かに新しい所管行政庁が認可事務を行うことになるが、新しい所管行政庁が認可事務を行うに際し、当該組合を通じて又は直接の方法により旧所管行政庁に一報を入れるなどで解決する内容であると考えられる。なお、このような所管行政庁が変更になる場合における組合の認可申請は、まずは旧所管行政庁に事前相談があるといったケースが多いものと認識している。</p>

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
160	B 地方 に対する 規制緩和	土木・ 建築	家賃低廉化補助 に係る制度の見 直し及び当該補 助対象者の基準 の緩和	<p>公的賃貸住宅家賃対策調 整補助金交付要綱第3第 1項第9号に規定される 住宅確保要配慮者専用賃 貸住宅について、補助要 件として、同要綱第4第 4項第6号の二に賃貸人 が賃借人から権利金、謝 金等の金品を受領しない ことを規定しているが、 地域の実情に応じて、内 内容及び金額の上限を設定 した上で、それらを賃貸 の条件とすることを可能 とする規制緩和を求め る。</p> <p>また、同要綱第4第4項 第1号の口に規定される 入居世帯の所得要件につ いて、家賃相場が高い地 域においては、所得上限 を公営住宅法の裁量世帯 水準とするよう、規制緩 和を求める。</p>	<p>「住宅市場動向調査(国土交通省2018年)」によると、平成30年度に おける更新手数料及び礼金有りの物件は、首都圏では7割近くに上 るとされている中、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録につ いて、不動産店や物件オーナーからは、補助要件に当てはまる賃貸条件 とした場合、通常は得られる更新手数料や礼金が得られず、収入低下 につながり、メリットを感じられないという声が多く寄せられている ことから、補助を受ける物件の増加を阻む要因の一つとなっていると 推測でき、結果として、十分な住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を確保 が難しい状況にある。</p> <p>また、首都圏においては、家賃相場が高く、新耐震基準を満たし複数 人で居住できる住宅は月10~12万円程度が相場で、家賃低廉化補助を 受けたとしても「月額所得15万8千円以内」という利用者要件がある ため、住宅費の負担割合が高くなり、住宅確保要配慮者とのマッチ ングに支障をきたしている。</p>	<p>本制度において、賃貸人からの権利金、 謝金等の金品の受領が可能となれば、礼 金及び更新料が設定されている大多数の 物件が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の 対象となり、補助を受ける物件が倍以上 に増加する可能性がある。</p> <p>また、所得上限が緩和されれば、全国と 比較して家賃相場の高い地域において、 ひとり親世帯を含む複数人で居住できる 住宅について、住宅確保要配慮者が利用 しやすくなる。</p>	公的賃貸住宅 家賃対策調整 補助金交付要 綱第4第4項 第1号の口、 第6号の二	国土交通省	特別区長会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
160	苫小牧市、川崎市、京都市、神戸市	<p>○当市においては、更新手数料や礼金の要件について、不動産業者等から要望を受けていないが、求める措置の具体的内容中に「地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で」と付されていることから、同様の改正の必要性を認める。また、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とすることについても、改正の必要性を認める。</p>	<p>公的賃貸住宅家賃対策調整補助金は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等の公的賃貸住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行うものである。</p> <p>ご提案の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4第4項第6号二に規定する賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことの緩和については、公営住宅法第20条において、家賃、敷金以外に権利金、保証金又は礼金等を徴収したり、不当な義務を課したりすることは許されない旨規定されており、本補助金が公営住宅に準じた公的賃貸住宅家賃に対する補助制度であることを鑑みると、対応は困難である。</p> <p>また、ご提案の同要綱第4第4項第1号ロに規定する入居世帯の所得要件の緩和については、公営住宅の建替えの際に従前居住者の移転先とする場合など必要な場合に限り緩和しているが、本補助金が公営住宅に準じた公的賃貸住宅家賃に対する補助制度であり、特に住宅に困窮する者への支援を集中的に行う観点から、提案のように緩和することは困難である。</p> <p>○公営住宅法 （家賃等以外の金品徴収等の禁止） 第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。</p>